

武蔵野市第四次住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四次住宅マスタープラン（以下「計画」という。）の策定について検討を行うため、武蔵野市第四次住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、計画について検討し、その結果を武蔵野市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者10人以内で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部の推薦する者
- (3) 一般社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の推薦する者
- (4) 一般社団法人東京都マンション管理士会むさしの部会の推薦する者
- (5) 公簿による武蔵野市民
- (6) 武蔵野市健康福祉部長の職にある者
- (7) 武蔵野市都市整備部長の職にある者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までとする。

(報酬)

第7条 委員（第3条第6号及び第7号に掲げる委員を除く。）の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その

額は市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、都市整備部住宅対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年8月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。